

平成 20 年度 会派勉強会資料

- ◎ 医療を取り巻く環境について 1
- ◎ 20 年度での主な取り組み 2
- ◎ 21 年度主要事業について 7

平成 20 年(2008 年)8 月

病院管理部

◎医療を取り巻く環境について

1 20年度診療報酬改定について

- (1) 20年度診療報酬改定は、診療報酬本体の改定率は+0.38%であったが、薬価等は-1.2%であったため、全体としては-0.82%となった。
- (2) 特徴
 - ① 産科医療・小児科医療・勤務医の負担軽減など緊急対策が必要なものや、がん対策基本法の施行によりがん対策についても評価が加えられた。
 - ② 後期高齢者制度の発足に伴い、入退院の支援等の評価が新設された。
 - ③ 18年度改定で新設された7対1の看護体制については、算定条件に看護必要度の視点が加えられた。

2 神奈川県保健医療計画について

- (1) 平成20年3月に、神奈川県保健医療計画が発表された。
- (2) 今回の医療計画では、4疾病・5事業（4疾病＝がん・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病、5事業＝救急医療・災害医療・へき地医療・周産期医療・小児医療）について、二次医療圏ごとに拠点となる病院を示すなど、地域での医療連携体制の整備・構築を目指すこととしている。
- (3) 市立2病院も、この計画に従ってその役割を果たしていく。

3 公立病院改革ガイドラインについて

- (1) 総務省は、平成19年12月に公立病院改革ガイドラインを発表し、平成20年度中に公立病院改革プランの提出を求めている。
- (2) このプランでは、公立病院の果たすべき役割、経営の効率化、再編ネットワーク化、経営形態の見直し等を記載することが求められている。

◎平成 20 年度での取り組み

両病院共通

1 DPC対象病院の指定

- (1) 市民病院・うわまち病院とも、平成 18 年度より D P C 参加病院として D P C データの提出を行ってきた。
- (2) この結果、D P C 対象病院への移行が認められ、20 年 3 月の厚生労働省告示により、4 月から D P C 対象病院として入院診療費の疾病別包括請求を開始している。

2 公立病院改革プランの提出

- (1) 総務省が発表した公立病院改革ガイドラインに基づき、市立 2 病院について公立病院改革プランの提出が求められているため、策定作業を行っている。
- (2) プランの基礎データ等を収集するため、平成 20 年度において(株)三菱総合研究所に医療環境調査等を委託しているため、その調査結果をもとに策定していく。

市民病院

1 経営改善の取り組み

- (1) 人事・組織体制の強化
 - ① 院長の補佐機能強化による執行体制の確立
 - ア 副院長の複数化
 - イ 副院長に看護師を登用
 - ウ 診療部長の増員
 - エ 副院長・診療部長の担当業務の明確化
 - ② 医療安全対策の強化 審
 - ア 医療安全対策室の独立
- (2) 経営健全化計画の推進
 - ① 市民病院の経営健全化計画に基づくアクションプランは、平成 18 年度に策定し、19 年度からの 3 年計画で実行している。
 - ② プランの進行管理を行うモニタリング会議の委員構成を見直し、若手職員の登用を図った。

- ③ 医療環境の変化等に対応するため、20年度より新たなアクションプランを追加するとともに、経営改善を早急に推進する観点から、重点プランを設定した。

ア 追加したプラン

- ・ 緩和ケアの推進及び緩和ケア病床設置の検討
- ・ がん診療拠点病院を目指した体制の点検と整備
- ・ 危機管理体制の整備
- ・ 院内助産院開設の検討

イ 重点プラン

- ・ 診療科体制の特化
- ・ 院内物流システムの導入
- ・ 委託化の推進
- ・ 情報発信の強化
- ・ 院内助産院開設の検討

(3) 病床管理の強化

- ① 入院診療を効率的に実施するため、20年3月に病棟再編を実施した。
- ② さらに、病床管理を強化するため、20年4月より副院長を病床管理また指導者に任命するとともに、専任の看護科長を配置した。
- ③ この結果、病床稼働率は約85%となり、平成19年度に比べ約10%向上することができた。
- ④ 病棟再編により看護師を集約化することで、全体の看護師数を抑制しながら看護体制を維持し、経費の節減を図った。

(4) 新たな施設基準の取得

- ① 20年度診療報酬改定では、医師事務補助体制加算など、勤務医の負担軽減など新たな視点での施設基準が新設された。
- ② 収入確保のためには、ひとつでも多くの施設基準を算定することが必要であるため、算定条件を精査し、順次届出を行っている。
- ③ 4月以降届出を行った施設基準は、医師事務補助体制加算、ハイリスク分娩管理加算、医療機器安全管理料など20項目以上である。
- ④ これにより、当面約5,000万円程度の増収効果があるものと試算している。

(5) DPCデータ分析

- ① 20年4月よりDPC対象病院となった。
- ② これにより、入院の診療報酬は従来の出来高払いから、疾病別の定額で支払われることになる。(手術等一部の医療行為は、これまでどおり出来高請求である)
- ③ 従って、より少ないコストで最良の診療結果が得られるよう、診療

内容の見直しが求められる。

- ④ 市民病院では、同一疾患の診療内容について他病院と比較するなど、DPCデータの分析を行っている。

(6) 後発品の導入

- ① DPC対象病院に移行したことに伴い、入院診療のコスト削減を進める観点から、後発品の導入を進めている。
- ② 20年5月より導入を開始しており、9月までの間に、71品目の先発品を、57品目の後発品に順次切り替えていく。

2 債権回収委託の導入

- (1) 未収金対策として、これまでも分割払いの導入、毎月の文書督促、クレジットカード支払いの導入などの対策を講じてきた。
- (2) 20年度においては、民間の債権回収業者等のノウハウを活用し、未収金回収を効果的に進めるために、債権回収業務の委託を行う。
- (3) すでに20年8月に業者募集・選定を行っており、委託契約を締結次第、回収作業に着手する。

3 院内助産院開設に向けた取り組み

- (1) 年間600件近い分娩を行ってきた診療所が、年内にも分娩を取りやめるなど、市内での分娩場所の確保は厳しい状況にある。
- (2) 市民病院では、産科医師の負担を軽減して分娩数を確保するために、平成19年10月より助産師外来を開設した。
- (3) 今後は院内助産院の開設を目指し、アメニティの向上など、出来るところから課題解決を進めていく。

4 新型コロナウイルスへの取り組み

- (1) 鳥インフルエンザが新たに2類感染症に指定されたことに伴い、対応策の検討を進めている。
 - ① 対応マニュアルの策定
 - ② 受け入れ訓練の実施
 - ③ 防護具の備蓄
 - ④ 感染症病棟の施設整備
- (2) さらに、鳥インフルエンザが変異した新型インフルエンザへの脅威が危惧されているが、感染形態が類似していることから、鳥インフルエンザへの対策を準用できるものと考えている。

5 その他の取り組み

(1) ホームページの更新

- ① アクションプランの重要項目として指定された情報発信の強化の一環として、市民病院ホームページの見直しを進めている。
- ② 現在のホームページのデータは、市役所と同じサーバーに格納されているために表示等に制約があるため、病院独自で運用できるよう改善する。

(2) 認定看護師資格取得者の増加

- ① 日本看護協会の認定看護師認定審査の結果、新たに1名が「緩和ケア」の認定看護師資格を取得した。
- ② これにより、認定看護師は、既に認定を受けている「集中ケア」2名、「透析看護」・「感染管理」・「糖尿病看護」各1名とあわせて、計6名となった。

(3) フットケア外来の開設

- ① 糖尿病による血液循環障害に起因する足の壊疽（えそ）を予防することを目的として、糖尿病フットケア外来を8月より開始した。
- ② 糖尿病看護認定看護師が、自分では切れない巻き爪や厚い爪を切る、たこを削る、足の手入れ方法の紹介などの支援を行う。

(4) ナースセラピー・パストラルカウンセラーの導入

- ① 従来の医療・看護を補完する緩和医療の充実を目指し、ナースセラピスト、パストラルカウンセラーを6月から1名ずつ採用し、医療者と協働した活動を開始した。
- ② ナースセラピーは、看護師の資格を有するセラピストで、症状を緩和するためのオイルマッサージ等を実施している。
- ③ パストラルカウンセラーは、患者や家族の話を傾聴し、時間を共有することや共に考えていくことで心のケアを目指すものである。

(5) 内訳がわかる領収書の発行

- ① 20年度診療報酬改定により、電子レセプトによる診療報酬請求を行っている400床以上の病院については、患者の希望があれば、診療内容の明細がわかる領収書を交付することが義務付けられた。
- ② 市民病院では、7月より診療内容の明細がわかる領収書の交付を開始している。

(6) 禁煙外来の開始

- ① 禁煙を希望する患者をサポートするため、呼吸器科医師・皮膚科医師による禁煙外来を、8月より開始した。
- ② これは、ニコチンパッチ等の禁煙補助剤を処方しながら、12週間にわたって禁煙のフォローをしていくものである。

うわまち病院

1 外来棟他の増床整備工事

(1) 重篤な患者の増加に対応するため、外来棟（北館）の手術室跡地を利用したICU等の増床工事を実施する。

- ① 工期：20年5月28日～21年2月13日
- ② 工事契約額（税込み）：216,090千円

2 利用料金制の導入

- (1) 平成19年度までは、うわまち病院の医業収益は一旦市が収納し、同額を指定管理料（交付金等）として指定管理者である地域医療振興協会に支払う形式（代行制）としていた。
- (2) しかし、医業収益の状況によって予算を補正する必要があることなどから、市及び指定管理者相互の会計事務の効率化を図るため、利用料金制を導入した。
- (3) 利用料金制では、医業収益はそのままうわまち病院が収納し、これまでのように市との資金の授受は行わない。

◎21 年度での取り組み

市民病院

1 委託化の推進

- (1) アクションプランのうち、院内物流システムの導入・委託化の推進を重点項目にあげていることから、平成 20 年度において検討を進め、21 年度での導入を目指す。
- (2) 患者給食について
委託化により質の低下がないか、他病院の情報も確認しながら、委託範囲・費用対効果を検証していく。
- (3) 院内物流
現在は、薬剤・材料の購入・管理を職員が行っているが、委託化による省力化・在庫削減効果と委託費用を検証し、導入の可否を決定していく。

2 院内助産院開設に向けた取り組み

院内助産を実現するためには多くの課題があるため、平成 20 年度に引き続き、助産師の確保やスキルアップ等の課題解決を進めていく。

うわまち病院

1 重症患者への対応強化

- (1) 平成 20 年度において、I C U病室 8 床、ハイケア病室 16 床、本館に一般病床 29 床、計 53 床を増床する工事を実施している。
- (2) 平成 21 年度では、完成した施設を有効利用し、心疾患・脳血管疾患への救急医療体制を強化する。